

## 電動アシスト自転車購入補助 － 手続きの手引き －

桐生市は、環境先進都市の実現に向けた取組みの一環として、自動車等から自転車へ交通・移動手段の転換を促し、自動車等の使用の抑制や環境保全意識の高揚により温室効果ガスの排出量の低減を図るため、市内の販売店で電動アシスト自転車を購入する方へ、購入費用の一部を補助します。

### 補助金制度概要

#### 申請受付

申請受付期間 令和 5 年 5 月 1 日 (月) から令和 6 年 3 月 29 日 (金) まで  
受付場所 環境課 (市役所 本館 2 階)  
受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

※先着順で受け付けます。  
※郵送でも受付可能です。  
※土曜・日曜・祝日・年末年始は受け付けできません。

#### 補助件数

85 件程度

#### 対象者

運転免許 (原付免許も可) を有する方 又は 運転免許返納後 60 日以内に電動アシスト自転車を購入した方 の中で、桐生市内に住所を有し、市税を滞納していない方。

※補助金の交付は、1 世帯につき 1 回に限ります。  
過去に市の電動アシスト自転車購入補助金を受けた方ことがある方は対象外です。  
また、同世帯に同補助金を受けたことのある方がいる場合も対象外です。

※運転免許を返納した際に渡される「申請による運転免許の取消通知書」は、申請に必要となりますので、紛失等にご注意ください。

#### 補助対象

#### 及び

#### 補助金額

※令和 5 年 4 月 1 日以降に 桐生市内の販売店 で購入した新品のものが対象です

**電動アシスト自転車** (TS マーク貼付のもの)  
**購入金額の 4 分の 1 上限 15,000 円**

※購入金額とは、本体購入価格 (消費税込み) とし、部品代や整備点検料などは含みません。  
なお、補助金額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は切り捨てとなります。

申請に必要な書類については裏面をご覧ください

補助金の交付を受けようとする方は、受付期間内に、次の書類を提出してください。  
 ※代理人による提出も可能です。その場合は、交付申請書兼完了報告書（様式第2号）の「3 申請手続の委任」の欄に記入してください。

書 類 名	備 考
環境都市推進補助金 交付申請書兼完了報告書	様式第2号
環境都市推進補助金 交付請求書	様式第10号
領収書の写し	宛名（申請者氏名）、日付、金額、購入品名、発行者名（販売店名）が記載されているもの。 ※本体購入価格（消費税込み）と領収金額が異なる場合は、領収書に内訳を記載するか、内訳書を添付するよう、発行者（販売店）に依頼してください。
保証書の写し	購入日、宛名（申請者氏名）、販売店名、車体番号が記載されているもの
電動アシスト自転車の 写真	購入したものがわかるもの
TSマーク付帯保険 加入書の写し	
運転免許証の写し	返納した場合は、「運転経歴証明書」の写し又は「申請による運転免許の取消通知書」の写し
市税完納証明書	発行後3か月以内のもの ※非課税である場合も必要です。
住民票の写し （世帯全員のもの）	マイナンバーの記載がなく発行後3か月以内のもの ※「写し」という名称になっていますが、これは法律で規定された名称で、コピーのことではなく窓口で交付された文書そのものです。

申請に  
必要な  
書類

市税完納証明書は、以下の場所で取得できます。（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）  
 市役所 1階 税証明交付コーナー  
 新里支所・黒保根支所 市民生活課、境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館  
 ※交付手数料350円は、恐れ入りますが申請者の方にご負担いただきます。

住民票の写しは、以下の場所で取得できます。（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）  
 市役所 1階 市民課 2番窓口  
 新里支所・黒保根支所 市民生活課、境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館  
 ※交付手数料350円は、恐れ入りますが申請者の方にご負担いただきます。

その他

・補助を受けた電動アシスト自転車を転売・譲渡することはできません。

【申請書類等提出・問合せ先】 桐生市 市民生活部 環境課 環境都市推進担当  
 〒376-8501 群馬県桐生市織姫町1番1号  
 電話(0277)46-1111 (内線454・575) FAX(0277)43-1001 (代表)